

設置届出チェックリスト（機械式駐車場）

（別紙1）

項 目	条 文	図面番 号等	チェッ ク欄
駐車のに供する部分の面積が500㎡以上であること	施行令6条		
出入口を以下の部分に設けてはならない			
交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル（※1）	施行令7条1項1号		
交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内（※1）			
横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内			
安全地帯の左側の部分及び前後の側端からそれぞれ前後に10m以内（※1）			
バス停・電停から10m以内（※1）			
踏切の前後の側端から10m以内			
横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内			
小学校、幼稚園等の出入口から20m以内			
橋、幅員6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路（※1）			
前面道路が2以上ある場合、出入口は交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること		施行令7条1項2号	
駐車のに供する部分の面積が6000㎡以上である駐車場は出入口を道路に沿って10m以上分離すること（※2）	施行令7条1項3号		
自動車の回転を容易にするため必要がある場合は、出入口はすみきりをし、切り取り線の長さは1.5m以上とすること	施行令7条1項4号		
出口から2m後退した位置の車路の中心線上1.4mの高さで道路の中心線に直角に向かって左右60度ずつの範囲を視認できること	施行令7条1項5号		
車路の幅員は5.5m以上。一方通行の場合は3.5m以上とできる	施行令8条2号	別表のとおり	
建築物である駐車場の車路のほり下の高さは2.3m以上であること	施行令8条3号イ		
建築物である駐車場の車路の屈曲部分は5m以上の内のり半径で回転できる構造であること（ターンテーブルがある場合を除く）	施行令8条3号ロ		
建築物である駐車場は車路の傾斜部の縦断勾配が17%をこえないこと	施行令8条3号ハ		
建築物である駐車場は駐車部分のほり下の高さが2.1m以上であること	施行令9条	別表のとおり	
建築物である駐車場は避難階段を設けなければならないこと	施行令10条		
建築物である駐車場で給油所、発電機室等を設ける場合、防火区画を設けなければならない	施行令11条		
建築物である駐車場は、その内部の空気を床面積1㎡につき14m ³ /h以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない	施行令12条	別表のとおり	
建築物である駐車場は、車路の路面で10ルクス以上、駐車部分で2ルクス以上の照明装置を設けなければならない	施行令13条	別表のとおり	
建築物である駐車場は、自動車の出入のために必要な警報装置を設けなければならない	施行令14条		
設置（変更）届出書	施行規則1条		
駐車場の位置を表示した縮尺1万分の1以上の地形図	施行規則1条1号		
以下の事項を表示した縮尺2百分の1以上の平面図			
駐車場の区域	施行規則1条2号イ		
駐車場の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設	施行規則1条2号ロ		
駐車場の附近の道路並びにその道路内の施行令7条1項に規定する道路の部分、陸橋の下、橋	施行規則1条2号ハ		
建築物である駐車場では縮尺2百分の1以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図	施行規則1条3号		

（※1）下線部分については、国土交通大臣が道路管理者及び都道府県公安委員会と協議して、安全確保に支障がないと認めた場合は適用外とする。

（※2）前面道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合は適用外とする。

※ の部分については、特殊装置を用いる場合、「駐車場法施行令第15条の認定基準について（通知）」により、「別表」の認定基準を用いる。

別 表（施行令 15 条関係、特殊装置を用いる機械式駐車場）

項 目	条 文	図面番 号等	チエツ ク欄
a 「円滑かつ安全に走行する車路」特殊装置と道路との間に、当該特殊に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けるものとする。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側のみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることで足りる。	施行令8条関係		
b 前項の車路が建築物であり、かつ傾斜部でない場合におけるはり下の高さは、2.1mとすることができる。			
駐車の用に供する部分の高さは1.6m以上とする。	施行令9条関係		
本条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、令8条関係aの車路が建築物である場合においては、当該車路の部分については本条の規定（建築物である駐車場は換気装置を設けなければならない）によらなければならない	施行令12条関係		
駐車場利用者がその保管を委託しようとする自動車を特殊装置の駐車の用に供する部分に乗り入れる場合においては、当該部分については2ルクス以上の照明を保つこと。	施行令13条関係		